

兵庫県公報

平成22年11月16日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則（福祉法人課）	1
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（同）	2
○ 造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（林務課）	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第47号）

兵庫県福祉センターの整備により、新たに多目的ホールを設置すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第48号）

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）のうち、兵庫県福祉センターの多目的ホール及び会議室並びに兵庫県立三木山森林公園の展示室の利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成22年12月18日とすることとした。

●造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第49号）

平成22年度から、国において、農山漁村地域整備交付金が創設され、国の補助金が再編されるとともに、里山エリア再生交付金が廃止されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第47号

兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県福祉センター管理規則（昭和50年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

本則（第6条第1項ただし書を除く。）及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条第1項中「者は、」の右に「多目的ホール又は」を加え、「兵庫県福祉センター会議室利用許可申請書」を「兵庫県福祉センター会議室等利用許可申請書」に改め、同項ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	基準額	備考
団体専用室	事務室 1平方メートル当たり1箇月につき 760円	利用の期間が1箇月に満たないとき、又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。
	倉庫 1平方メートル当たり1箇月につき 480円	

様式第1号中「兵庫県福祉センター会議室利用許可申請書」を「兵庫県福祉センター会議室等利用許可申請書」に改める。

様式第2号中「殿」を「様」に、

専 用 車 庫	車 名	自動車登録番号
摘 要		

を

摘 要	
-----	--

に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月18日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年11月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第48号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）附則第1項第4号に規定する規則で定める日は、平成22年12月18日とする。



造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第49号

造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第1項第4号中「若しくは里山エリア再生計画」を削り、「松くい虫被害対策事業推進計画」の右に「、知事若しくは市町長が定めた森林基盤整備事業計画」を加える。

第7条第1項ただし書中「里山エリア再生計画又は」を削り、「松くい虫被害対策事業推進計画」の右に「又は森林基盤整備事業計画」を加える。

第14条第1項第2号中「又は里山エリア再生計画」を削る。

別表公的森林整備推進事業の項中「市町村森林整備事業計画」を「森林基盤整備事業計画」に改め、同表流域育成林整備事業の項中「市町村森林整備事業計画」の右に「又は森林基盤整備事業計画」を加え、同表森林空間総合整備事業の項、^{きずな}絆の森整備事業の項及び特定森林造成事業の項中「市町村森林整備事業計画」を「森林基盤整備事業計画」に改め、同表里山エリア再生事業の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の造林事業補助金交付規則の規定は、平成22年度の造林事業に係る補助金から適用する。